

第七十一回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第 五 号

昭和四十八年三月八日(木曜日)

午後四時十三分開議

出席委員

委員長 藤井 勝志君

理事 石井 一君 理事 小坂徳三郎君

理事 西銘 順治君 理事 福永 一臣君

理事 岡田 春夫君 理事 堂森 芳夫君

理事 金子 満広君

石原慎太郎君 加藤 紘一君

小林 正巳君 竹内 黎一君

深谷 隆司君 石野 久男君

渡部 一郎君 永末 英一君

瀬長亀次郎君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

國務大臣 (沖繩開発庁長官) 坪川 信三君

出席政府委員

沖繩開発庁総務局長 岡田 純夫君

沖繩開発庁振興局長 澤美 謙二君

外務省アメリカ局長 大河原良雄君

外務省経済局長 宮崎 弘道君

外務省条約局長 高島 益郎君

通商産業省企業局参事官 三枝 英夫君

委員外の出席者

外務省アメリカ局外務参事官 角谷 清君

外務委員会調査室長 龜倉 四郎君

本日の会議に付した案件

沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第二八号)

第一類第四号 外務委員会議録第五号 昭和四十八年三月八日

○藤井委員長 これより会議を開きます。

沖繩海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案を議題とし、審議を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 海洋博覧会に關連いたしまして、最初に外務大臣にお伺いしたいと思います。

三月三日に二階堂官房長官は、「海洋博の事業規模そのものを縮小することはできないが、四十八年度の事業計画を少し減らすことを検討するよう」関係各省に指示したと述べたことがありますが、この海洋博覧会につきましてはいろいろの困難な事情が出ておられることは御承知だと思います。本問題につきましては海洋博を中止するか、時期を延期するか、あるいは事業縮小も含めて再検討するか、その三つのうちいずれかをとらなければならぬと思ひますが、条約の關係でいまの段階で中止するとか、あるいは延期するとか、あるいは内容面をもっと掘り下げて検討して、海洋博に關する事業計画を變更縮小するといったようなことを現在の段階で考えるかどうか、また考えておられるかどうか。外務大臣のほうで、たとえば条約上はこうなっているのだからといったようなことなどを含めて、中止、延期、内容の検討、こういった点は両大臣に關連すると思ひますが、外務大臣のほうからこの点について明らかにしてもらいたいと思ひます。

○大平國務大臣 いま御指摘がありましたようなことにつきましては、一切私も聞いておりませんし、考えてもおりません。

○坪川國務大臣 先ほどの御質疑の冒頭に御指摘になりました二階堂官房長官が云々という、これに關連いたしましての政府の考えを明らかにいた

しておきたいと思うのでございます。

二階堂官房長官のお話は、私も同席いたしましてその真相をみずからこの耳で聞いておるようなわけでございます。社会党の安井吉典先生はじめ二、三の代表の方が、官房長官と総務長官の私に面会の申し出がありましてお会いをいたしましたときに、沖繩の海洋博が最近の物価の高騰、あるいはその他の資材、労務の不足等から關連して非常に重要な問題になりつつある。それに關連いたしましてはどうかこうかというような問題点があるから、政府としては十分ひとつこれに對する対応策を講ずべきであるという御要望があつた。それに答えられました二階堂官房長官は、まことに大事なことであるし、海洋博が事業の内容を縮小することあるいは一応見合わせるというようなことになったらいへんであるから、さようなことなきやう政府としては万全を尽くすことが大切である、こう答えられたことがそうした方向に誤り伝えられておつたことは私自身も同席いたし、私自身もそう答えておることで御了承いただき、昨日の参議院の沖特の委員会においてもそれに對する質疑がありましたので、二階堂官房長官も私がいま申しましたと同様の趣旨の御答弁もされ、私も明らかにいたしておりました。

本日、新聞等にも両長官の答弁が真相を伝えておるというふうな状態でございまして、政府といたしましては瀬長委員御指摘のとおりそうした考えのなきことを明らかにいたしておきたいと思ひます。

○瀬長委員 外務大臣にお聞きしますが、海洋博の事業の中で、仲泊から石川を通じて金武、宜野座を通じて名護に行く、いわゆる高速道路をつくるという計画がありますが、その高速道路はキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、このアメリカの基地内を通ります。したがって、アメリカ

とのそういった折衝の経過はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○角谷説明員 私よりお答えさせていただきます。

海洋博の開催に關連いたしまして、沖繩におきます道路の問題につきましては、ただいま先生御指摘になりました石川一名護間の縦貫道路、これはキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブに關連するものでございますが、それとあと国道五十八号線、これの拡張問題というふうなものがございまして、これはいずれも現地におきまして、現地レベルでアメリカ側と話し合いを始めているというふうに承知いたしております。今後ともこれは外務省といたしましてはアメリカ側を説得いたしまして、計画どおり実現するように努力いたしたい、こういうふうに考えております。

○瀬長委員 まだアメリカとは説得する段階であつて、高速道路を基地内に通してもよろしいという約束、確約は取りつけてないというふうに理解していいのですか。

○角谷説明員 仰せのとおり、まだ最終的にアメリカ側の合意を得たというふうなものには至っておりませんで、ただいまの段階におきましては、現地におきまして折衝を重ねておるところでございます。その結果を踏まえまして、中央と申しますか、こちらにおきまして日米合同委員会というふうな場を通じて所要の政府間の調整を行なう、こういうことにはいたしたいと存じております。

○瀬長委員 これと關連いたしまして、この高速道路を開通するということは、アメリカの基地内を通る問題、アメリカとの折衝も至って困難であるという問題があります。もう一つは、金武、宜野座の村民がせつかく植えた作物を取り除くわけにいかぬと反対の声もあります。したがって、こ

これは新聞報道によると七月着工ということになっておりますが、きわめて困難も予想されると思うのですが、この点についてはどういうお考えであるか、これと振興開発計画の知事案でも国鉄縦貫鉄道の建設を要求しております。いわゆる高速道路ではなく、むしろ国鉄の縦貫鉄道を通すべきだ、これは県民の要求でもあります。この際なぜ高速道路に変えたのか、その理由はどういった理由であるのか。たとえば振興開発計画の中にも、国鉄の縦貫鉄道の建設、これは検討する、調査するということになっていくようでありますが、この関連はどうなっているか。この点を、開発庁長官が知っておられれば説明してほしいと思います。

○坪川国務大臣 沖縄開発振興基本計画の中に、いま御指摘になりましたような交通体系を整うべきという、あらゆる角度からの進言がなされていることは私も知しているような次第でございます。

沖縄の現状を考えましたときに、そうした施設を急ぐ場合には、はたして地形的にあるいはいろいろの輸送体系、あらゆる面から運輸省当局とも、開発庁といたしましても技術的に事務的にいろいろと折衝もいたしてまいっておるのでございますが、いまの次元においていまの立場から運輸当局の専門的な判断によりますと、沖縄において鉄道を敷くということはあらゆる意味において効率的でないという判断が下されたものでございますから、いろいろと国道あるいは高速道路の整備というふうな問題あるいはその他モノレールとかいろいろの沖縄独自の海洋に面した自然美を利用いたしましての観光開発、輸送体系の整備という方向に目標をしばっておることを御了解いただきたいと思ひます。

○瀬長委員 外務大臣にもう一点伺ひします。五百万人がこの海洋博を目ざして沖縄にやってくることはこの前の説明でわかりますが、その場合、空、海からやってくる。那覇空軍基地、那覇軍港など、アメリカは日本政府から基地も提供さ

れて日本政府の努力をすいぶん受けて感謝しておりますが、この際アメリカは、日本政府に協力して、せめて海洋博の期間中でも那覇空軍基地、那覇空港、那覇軍港、これを使わしてやるなどという考えはないのか、あるいはまた折衝されるお考えはないのか、この点を明らかにしてほしいと思ひます。

○大平国務大臣 いまあげられました個所のうち、那覇空港につきましては、明後年の開港が三月に予定されておりますので、それを念頭に置きまして空港関係の処置を完了するように努力したい、そういう方向で対米折衝を急ぎたいと考えておるわけでございます。

港のほうにつきましては、ただいまのところ特別なことは考えていないわけでございます。将来どういふことになりましか、いよいよ開港が迫りまして交通事情がどういふことになりましか、さだかにはまだ見当がつかまぜんけれども、いま私どもが手を染めておる仕事といたしましては空港関係のことでございます。

○瀬長委員 外務大臣については私の質問はこれだけであります。

次に、開発庁長官にお伺ひしますが、最初に海洋博の計画が発表されましたら、海洋博というのは復興記念にやる事業である、平和で豊かな県づくり、こういうような鳴りもの入りで宣伝されましたが、土地の買い占め等土地投機、これが非常に進んでおる現状は、開発庁ですでおわかりだと思ひます。あとで土地の買い占めと土地投機の現状、これの資料を出してほしいと思ひます。

これにつきましましては、たとえば九州経済調査協会、この調査で四十五年から四十七年までの西日本、九州圏におけるレジャー産業の土地買い占め状況、これを発表して、沖縄県が最も土地買い占めが激しいということ、東急、近鉄など私鉄大手や商社など大小百一社が沖縄に進出して、特に大手資本が地元企業を吸収、系列下におさめる傾向が特徴になっておる。さらに買い占められた土地四・三割に当たるのであるが、その大半は使用目

的がわからぬといったようなことで書かれております。そこでこの土地買い占めあるいは土地投機、これを防がなければ海洋博は県民の利益に奉仕しないどころか、平和で豊かな県づくりとはうらはらになっております。その点長官どういふ方針でこの土地買い占めと土地投機を抑えるか。これは県知事ではどうにもならぬわけなんです。やはり政府でなくちゃいかない。

もう一点は、こういった中で農業の破壊、さらに農民が農業を見捨てて工事現場に集中する、この現象が非常に激しく進んでいる。そういう場合に、農業破壊から沖縄の農業を救い、農民の追出しではなくて、農業をやって、農民はやはり農業のほうがいいなというふうな、安定した農民生活を維持していく方策があるのかどうか。

一例ですが、いまサトウキビはトン当たり七千円。ところが労務賃金は三千円から四千円になっておる。これではトン当たり七千円のキビ代を工場から受けても、結局赤字になるので、もう立ち枯れしておるキビが幾らでもあります。私この目で見ております。そういったようなことはほとんど海洋博関係の事業と関連しております。その農業破壊から農民を守るという問題はどうすればいいのかという問題。

三つ目は、インフレという問題はすでに二階堂官房長官認めておられるようです。この物価高、これを防いで物価の安定をはかって、県民生活を安定させ、福祉を向上させる具体的な現時点での政策はどういう政策を持っておるか。

さらに四十七年度予算における沖縄県の未執行予算は一体どのくらいになっているか、何で未執行分が出ておるのか、これに対する措置、こういった問題など、四ついま申し上げましたが、時間の関係で一括して説明してほしいと思ひます。

この際、いまの四番目の四十七年度予算の未執行分については、御承知であるならば、たとえば学校関係はこれだけ、土木関係はこれだけ、さらに厚生関係はこれだけ、さらに農林水産関係はこれだけ、この予算額で入札額は幾ら、落札はなぜ

できなかったのか、こういった点まで触れ、これを繰り越しを認めるのか、認めぬのか、こういった点まで説明をお願いしたいと思ひます。

○坪川国務大臣 四点にわたる御質疑でございますが、第一点の土地問題並びに土地の高騰に対する政府の考え方についてお尋ねでございます。

瀬長委員御承知のとおり、沖縄の土地の高騰は私も率直に認め、また憂いをもとにする一員でございます。大体那覇市を中心とした中部地帯の土地が、復帰前の一年また復帰後の半年、昨年からことしの初めにかけてまして、土地の売買が確実に行なわれたというもので、それからうわさによつて大体取引が行なわれたというもので、また貸借等によつて土地の取引が行なわれておるというふうなものをいえますと、大体八千万平米に及んでおるという状態でございます。しかも高いところで大体三倍の値上がりという状態であることでございます。そうしたことを考えますときに、やはり何といたしても地価対策、土地対策が内地同様重要な民生安定、生活安定の基礎課題になっておることも事実でございます。

そうした意味から、私といたしましては、沖縄の屋良知事が強く要望されました、沖縄の公共団体が先行的に土地を確保するということが最も必要な要請でもあったわけでございます。したがって、私はこれだけはぜひとも私の責任において取得して沖縄の土地対策の一助にしたい、こう考えまして、土地の先行取得のために要する金三十二億円を、一ぺんには困難でもございまして、本年は十億の予算を計上いたしまして、沖縄の土地の先行取得の問題に供していただくという方策をとつておることも御了解願ひたいと思ひます。ととに、やはりこれらに対処するところでは、沖縄の知事さんではどうにもならぬというふうな御気持ちでなくして、私どもは政府と沖縄県当局とが一体となつて、これらに対処するところの土地の利用計画、使用計画並びにこれらの土地の規制計画というものを十分いたしまして、そして土地税制の面からもそれぞれの対策

を、政府の決定いたしました土地対策要綱に従って私は行政指導をとってまいりたい、こう考えておるような次第でございます。

次には御承知のとおり、沖縄海洋博を通じての物価の高騰、これらに対応するところの現状というものも、さつき申し上げましたように非常に憂慮すべき状態でございますので、御承知のとおりに対策推進本部には、いわゆる施設部会と物価部会を開きまして、それぞれの副長官等が副本部長になりまして、これらに対するところの労務、資材の確保、また輸送体系の確保というような点をいま鋭意緊急に措置を講じておるといふこと、開発庁を中心として、建設省に對しましては、いわゆる大事な建設資材の確保等に對する現況をつぶさに観察していただき、その対応策をすみやかに講ずる意味において調査団を直ちに派遣いたすということに相なり、また労働省にもお願いをいたしまして、労務対策、ことに台湾からの労働者の入っていただけなくなった現状を踏まえ、これらに對するところの労務対策をいたすというようなことをいたしまして、緊急また応急的な立場からこれらの対策に政府は鋭意手を打っておるといふことの気持ちをひとつ御理解願いたいと思ひます。

第三番目の農業対策の問題でございます。

何と申しましたもあの亜熱帯地帯におけるところの特異的な魅力のある農業産業でございます。それを考えますときに、砂糖あるいはサトウキビあるいはお茶あるいはパイナップルというような果樹、こういうような大事な産業を中心としたし、また基盤整備をはかるということ、これが沖縄におけるところの農業生産の最も重要ななにもございまして、農業政策に對しまして農林省また開発庁から、それぞれこうした関連事業の事業費というものは昨年の予算と比べますとかなり伸びておるといふことは、瀬長委員、よく御検討に相なっておる委員としては御了解いただけるのではないかと、こう思ひまして、私は農業政策に對

しましても農林省にお願ひをいたし、連絡協議を密にいたしまして、万全を期したいと考えております。

四番目の具体的な四十七年度のいわゆる公共事業費その他の実施に對するところのなには、こまかい数字にわたる問題でございますので、政府委員をして答弁いたさせます。

○渥美政府委員　まず四十七年度予算の執行状況でございますが、四十七年度に一括計上いたしました振興開発事業予算は総額三百六十一億円でございまして、これはそれぞれその実施にあたります各省庁に移しかえ、あるいはそれぞれの事業の実施に当たる特別会計へ繰り入れて執行することになっております。これらの予算のうち移しかえ、または繰り入れをいたしました額は公共、非公共全体で現在まで九〇・九兆、そのうち非公共分では九二・三兆、公共分で九〇・六兆、こういうことになっております。

また、従来沖縄財政援助金というもので沖縄に對します施策をいろいろやっておりますけれども、四十七年度の予算現額といたしましては、四十六年度から繰り越したものが、約九十億円でございまして、それから四十七年度の復旧前分、七十四億四、合計百六十五億四といったものがいま申しました数字のほかにあるわけでござい

ます。そこで、それらの予算全体を含めての執行状況でございますが、これは詳細に一つの資料は現在手元にございせん。特に県で施行されます分につきましては、現在いろいろ問い合わせ中でございますが、なかなかはっきりした数字をつかむまでには至っておりません。その中で、たとえば直轄事業にかかると公共事業、これはすでに二月末で七〇兆ぐらいの契約済みになっておるといふようなことでございまして、全体といたしまして、特に県の事業につきましてはズレが多いように思われま

り、また仕事のやり方が従来と変わったといったような事情がいろいろあるかと思ひますが、私も県の土木部の事業の発注状況というものを見てまいりますと、大体発注が始まりましたのが昨年末の十二月からばちばち始まって、ことしに入ってからやや動き出した、つまり年度末に集中的に発注する、こういうふうな状況のように思われま

す。そういうふうなことでございまして、

○瀬長委員　時間が切れましたが、あと二分くらいお願いいたします。

○瀬井委員長　簡明に……。

○瀬長委員　いまの質問に對する答えは、大体物価問題であれ、土地投機、土地買い占めの問題であれ、ほとんど具体策がないということがこれでわかっております。特に第四番の予算の未執行分について、ここで調べた資料があるのです。これは執行を継続して繰り越しが使えるようにならないといへんな目にある。これは復旧してふな

れのためだといっておりますが、とんでもないことだ。何がふなれのためだ。全額国庫負担の事業ですら予算額と入札額が非常に違つて、そのため入札できない問題、さらにこんな額では入札するものすらないという問題、すべてインフレによる建材の高騰、賃金、さらに海洋博事業を目ざしてどんどん集中しておる、入札者がほとんどおらぬという状況、こういった状況になっておる。そこで学校関係では、いまの予算額の三億六千六百三十二万円のうち、入札が実に五億三千六百万円、結局落札はできないという問題、さらに土木関係では七億一千九百万円のうち、入札が十億九千九百万円になって、これまた落札どころの騒ぎではないという問題、さらに林業試験場、畜産試験場、さらに消防学校、奥武山公園、伊佐浜下水処理場など、ほとんど入札者もない、厚生省関係でもそのとおりであります。県が負担してやるといふ場合に、県の負担能力はない、それで繰り越されないと、全部緊急必要なものばかりなんです。学校関係にしろ、土木関係にしろ、厚生関係にしろ、農林水産関係にしろ、一切せひやら

なくちゃいかぬという問題が、このような政府のきめた単価では入札に應ずるものすらおらないという状況が沖縄県の状況であり、したがって、これはふなれのためであるとかあるいは屋良県知事

の能力がないとかいう問題ではなくて、全部政府の予算の割り当て、そういった自己負担を過重にした問題、現在海洋博と関連してこの予算執行が非常に困難になっております。この点につきま

して、ぜひ資料を具体的に提出してもらつて――答弁を求めると時間がありませんから答弁は求めませんが、これは県または県民は何を要求するかという、繰り越してぜひ実行できるような予算にしてほしいということが要望であるので、この要望を添えまして、私の質問を終わりたいと思ひ

ます。

○瀬井委員長　岡田春夫君。

○岡田(春)委員　もうだいぶおそいようですが、要点から何ってまいります。

大平外務大臣にお伺ひをしたいと思います、御存じのとおり、廖承志さんを団長として、いよいよ来月中国から代表団が参ります。これは民間代表団ですが、しかし民間代表団といえども、日中国交回復の際に北京において、廖承志さんの肩書きの点などから、田中総理、大平外務大臣は廖承志さんとも再三接触をされたわけですから、この来日問題について、政府としてはどのような態度でこれを迎えられるか。こういう点をまず第一に伺ひたいと思ひます。

○大平国務大臣　政府としても心から御訪日を歓迎いたしますと同時に、歓迎の実をあげるためにあらゆる措置を講じたいと考えております。

○岡田(春)委員　あらゆる措置をおとりになるんだとするならば、たとえば田中総理との会談、こういうことも予定されておられるのだからと思ひますが、その点はいかがですか。

○大平国務大臣　まだ先方の御日程を伺っておりませんが、当然考えられることと思ひます。

○岡田(春)委員　そういう点はぜひひとつ万全の努力をしていただきたいと思います。

リンに沿ってということですから、私はニクソンドクトリンが発表されてから以降、こういう一連の整理統合計画というものが新しい形で見直されて進められている、その一部が今度の閣内計画、沖縄の問題であろう、こういうように私考えている。

のですが、その点いかがでございますか、外務大臣。簡単にお願ひします、時間を制限されておるので。

○大河原(良)政府委員 途中から飛び込みまして、あるいは質問の御趣旨をはき違えた点がありましたら御容赦いただきたいと思ひます。

十二回の安保協議委員会あるいは十四回の委員会におきまして、ニクソンドクトリンに言及されている点につきましては、米側といたしましては、条約上の公約を守りつつ、海外における軍事的プレゼンスをできる限り減少させる、こういう考え方に基いてこの問題に取り組んでいるという姿勢を示したものでございます。

○岡田(春)委員 これはしかしニクソンドクトリンというものが起こってから、新たなニクソンドクトリンの視野に立ってこういう問題が具体化されてきた、こういうふうに理解していいですか。

○大河原(良)政府委員 地位協定そのものには二条三項に、必要でなくなったものは日本側に返還ということとはなつてございまして、ニクソンドクトリンという形で米側が海外における軍事的プレゼンスの問題につきましてはつきりと考え方を打ち出したわけでございまして、一つには、地位協定の趣旨そのものが前からあるわけでございますし、重ねてニクソンドクトリンという点も、この機会に公約の順守、それに伴う海外の軍事的プレゼンスの削減、こういうことをあわせてうたったという趣旨に御理解いただきたいと思ひます。

○岡田(春)委員 それではこの共同コミニケに基づいて関係計画、それに関連する岩国あるいは洞野辺ですか、並びに沖繩、こういうのが共同コミニケにあるのですが、一連の安保協議委員会できまされたこれらの問題は、すべてその経費の負担は日本側がするのですか。

○大河原(良)政府委員 従来から米軍の施設、区域の移転あるいは整理につきまして、日本側から要求を提起いたしまして、それに基づく米側の整理統合が行なわれた場合には、代替施設の提供に

伴います経費は日本側の負担ということをやつてきております。

○岡田(春)委員 ですから具体的に、この一連の計画は日本側の負担ということでございますかと云つていいのです。

○大河原(良)政府委員 関東平野計画の実施並びに岩国、三沢に開連いたします施設の整理、それから沖繩におきましてP3の移転に伴う作業、それから住宅施設、区域の移転に伴います代替施設の提供、これらはいずれも日本側が経費を負担することになります。

○岡田(春)委員 アメリカ側の負担は、これに開連してないわけですか。

○大河原(良)政府委員 ただいま申し上げました施設、区域の整理統合に直接開連いたします経費は、日本側の負担でございます。

○岡田(春)委員 この計画の実施は三カ年で完成するということにわれわれ聞いておるのですが、この関東平野計画に関連して、岩国、三沢、今後それに結びつけて全部やりますけれども、それから沖繩、これは三カ年の計画ですか。

○大河原(良)政府委員 三カ年の計画ということ具体的には、三カ年の計画というものを具体的にうたつておられますのは、いわゆる関東平野計画でございます。関東平野計画以外の計画につきましては、具体的に何カ年ということはどうなつてないわけでございます。

○岡田(春)委員 沖繩はどうですか。沖繩は何年ですか。

○大河原(良)政府委員 沖繩の施設、区域の整理統合につきましては、P3を那覇空港から嘉手納へ移転させるという作業がまず必要になってくるわけでございますけれども、P3を那覇空港から移転させることにつきましては、昭和五十年の三月に沖繩の海洋博の開催ということを念頭に置きまして、米側と作業を急いでまいりたい、こういうふうに考えております。

○岡田(春)委員 P3の点はわかりましたが、それ以外に沖繩に関連するものがあるわけですか、そういう点は何年ですか。

○大河原(良)政府委員 P3に直接関連する作業以外といたしましては、牧港の住宅地区の移転、それから那覇に空軍・海軍補助施設がございまして、これらの移転につきましてもなるべく急ぎたいというふうには考えておりますけれども(岡田(春)委員「何年」と呼ぶ)具体的に何年という幅を持つての計画にはなっておりません。

○岡田(春)委員 そうしますと、伺いたいのですが、関東計画は二百二十億くらいと、こういう答弁が予算委員会の方であつたようです。岩国、三沢、これは大体幾らくらいの総額になるのですか、三カ年計画で。それから洞野辺もこの中にあるわけですが、これも総額幾らになりますか。

○大河原(良)政府委員 発表文にございます関東平野計画の中で、空軍関係につきましては総額約二百二十億円を予定いたしております、これは三カ年間にわたりまして実施されることとなります。

それからキャンプ洞野辺につきましては、昭和四十九年三月を目途として、代替施設の提供を待つて返還ということになりますけれども、これに所要の経費といたしまして、たしか十四億円だったというふうに記憶しております。

それから三沢、岩国につきましては、米側から約二十五億円という見積もりをもって工事の要望をいたしてきておりますけれども、そのうち四十八年度につきましては両方合わせまして十億円の予算をお願いしているわけでございます。

○岡田(春)委員 大体わかりましたが、しかし三沢の場合にはそれは二十五億中九億円ですね。それ以外に住宅が二百戸というのがあるのですが、これは九億円の中に入っていないのだと思うのですが、これはどうなんですか。

それからもう一つ、洞野辺の場合には住宅十八戸、倉庫約十四、しかしあそこでは御存じのようになくさんアンテナがある。膨大なアンテナの設備があるのですが、これは移転するのですか、しないのですか。これの予算はどういうことになっているのですか。

○大河原(良)政府委員 まず三沢の件でございますけれども、総額約九億円という要望があるわけでございます。この約九億円というのはP3の移転に伴います必要な施設の整備費でございます。別にP3の乗り組み員並びにその家族用の住宅について、米側が約二百戸というふうに、一応の見当がつけておりますけれども要求がございします。ただこの分につきましては、二百戸になるのかあるいはもっと別な数字になるのか、そこらは今後米側と折衝を要する事項でございます。

それからキャンプ洞野辺の移転に要します経費につきましては、キャンプ洞野辺自体は返還、ただしそれに伴います代替施設を別途もよりの場所につきましては施設庁のほうにおきまして具体的な検討を急いでいるというふうに承知いたしております。

○岡田(春)委員 それじゃ局長に伺いますが、三沢の場合には二百戸という新たな住宅、これは二十五億円以外にプラスアルファですね。それから洞野辺の場合もアンテナの問題が出てくるということになるとプラスアルファ、十四億以外にプラスアルファ、こういうことになるわけですね。

○大河原(良)政府委員 三沢の住宅につきましては御指摘のとおりプラスアルファということになります、その金額につきましては今後細目の調整を必要といたします。

それから洞野辺につきましてはアンテナの移設ということにつきましては、私、直接には承知いたしております。

○岡田(春)委員 沖繩の場合はそれは今年度の予算としては三十八億円、こういうことは前から再三御答弁がございましたが、沖繩全体、空港と補助施設を含めて一体どれくらいになるのですか。

○大河原(良)政府委員 四十八年度予算におきまして三十八億円を四十七年度から繰り越し使用をお願いいたしておりますのは、四十七年度に普天間並びに嘉手納で(岡田(春)委員「その辺はわかっているんだ、全体でどうなんですか」と呼ぶ)

P3 移転に必要とします経費ということで繰り越し使用をお願いしているわけでございますけれども、P3 を嘉手納へ移転させるということに伴いまして嘉手納にかなりの工事を必要とする状況になりましたので、おそらくは四十八年度にお願いしております三十八億円で工事は終わりますんで、四十九年度にまた引き続いて再継続されると思っております。したがって、P3 の移転関係の費用といたしましては三十八億円を上回るものになるであろうということが一応検討がつきます。

それから住宅関連の移転に伴います経費につきましては、今後具体的な調整をいたしませんと総額の見通しについてははっきりした数字がまだ得られない段階であります。

○岡田(春)委員 いや、これは要点でお互いに話を進めてまいりましょう。

那覇空港を完全に返還するというこのためには、日本政府によってとられる措置、この措置というのは、うしろに書いてあるわけですね、完全返還のためには日本政府がとる措置が前提である、その措置というのは、米海軍及び海兵隊の航空機が那覇空港から移転する嘉手納の代替施設の提供、それから関連して必要とされる普天間飛行場の改良、同時に岩国飛行場のP3の三沢への移転、それから補助施設関係ですが、那覇空軍・海軍の補助施設の中での牧港の関係、それから嘉手納の関係、それから国道もありますね。こういうものができた後に初めて那覇空港が返される、こういうことになるわけでしょう。そういう場合に三十八億は先ほどからわかりますが、しかも三年以上の年時を必要とするであろうという意味の御答弁があったわけですが、全体の予算としてどれくらいになるのかということをお願いいたします。

○大河原(良)政府委員 全体としての予算の見積もりはまだ得られておりません。ただ先ほど申し落しましたが、那覇地域からの住宅及び補助施設の移転に伴います経費といたしまして、四十八年度に調査費を三千七百万円計上してござい

ます。

○岡田(春)委員 アメリカ側の要求額は幾らなんですか。

○大河原(良)政府委員 総額の見積もりはまだ得られておりません。今後細目調整を行ないました上で具体的な数字の検討がついてまいらると思っております。

○岡田(春)委員 そうじゃないんじゃないですか。それが六千五百万ドルなんじゃないですか。

○大河原(良)政府委員 ただいま御指摘でございますが、六千五百万ドルという数字は、沖縄返還交渉の過程におきまして日本側の要望に応じて沖縄における施設、区域の整理統合を行なうにあたって、およそその程度の経費を必要とするであろうという、当時におきます米側の一応の見積もりという数字でありまして、その数字は上限を示すものでもあるいは確定した数字でもないわけでございます。まして、今後先ほど申し上げておりました沖縄の施設、区域の整理統合を進めるにあたりましての経費は、これからの細目調整の上で固まっております。

○岡田(春)委員 一月八日に閣議のあと、関係閣僚会議を開いて、大平さん、この金額をお出しになつておられるのじゃありませんか。それから、一月十七日に担当者の会議と申しますか、外務省、大蔵省、施設局あたりで打ち合わせをされたのは、大体六千五百万ドルを中心としていろいろ、アメリカは大体こう言うてくるからということ、それをもとにしてお話しになつておられるのじゃございせんか。大平さんいかがですか。

○大平国務大臣 そういう事実はございません。私も打ち合わせたのは、一月二十三日の協議委員会を前にいたしまして、日本側の要請にかかると那覇空港にからむ措置につきまして財政当局に、幾らかかるかわからぬけれども原則的にこういう原則を打ち立てることと同意をしたいと思います、そのことについて財政当局の了解を得ておいたわけでございます。六千五百万ドルという数字はどこからも出ませんでした。

○岡田(春)委員 そうすると、沖縄の関連は数字は全然出なかった、関東計画については数字は出ているけれども沖縄問題では数字は全然なかった。しかし、三十八億ではとうてい足りないということはわかり切っている。その場合に、実は増原防衛庁長官をはじめとする防衛庁関係では相当の数字について言っているように私は聞いています。それが、それは大平さんが会議の中で言ったという、そういうことを基礎にして議論されているように、そういうことを基礎にしているように、百数十億という数字が出てくるようでは……。

○大平国務大臣 そういうことは私存じません。

○岡田(春)委員 私は、おそらく百数十億になるのだからと思うのです。これはきょうは、またあとでやりますが、しかし、いま出ている数字をずっと合わせてみますと、関東計画並びに沖縄関係全部合わせて、日本の円にして少なくとも、最低限度五百億円をこえて、大体一千億近いものが今度の共同コミュニケに基づいて日本の負担になるということになるのじゃないかと思うのです。こういう点はあとで事実が明らかになってくると思いますが、こういう点の数字の全体めどなどについては、どういふ点をつかんでおられますか。

○大平国務大臣 私が気をつけなければいかぬと思っておりますのは、こういう一連の措置をやつてまいることにおきまして、地位協定を踏みはずしてはならぬということでございます。

そこで、具体的なエスティメーションの問題でございまして、これは現実には工事の手法をいろいろやってみないと出てこない数字でございます。で、大ざっぱな推定ということとは非常に危険だと思ひまして、そういうことは避けておるつもりでございます。

○岡田(春)委員 これからだんだんにちがって明らかならなってくるのは、沖縄関係はやはり六千五百万ドルを中心とする数字がおそらく、びたり一致ということにならないにしても、そういう前後の数字であらうし、その他合わせると、アメリカの要求額というものは膨大なものであらうというところは想像ができるわけです。

そこで一点伺っておきたいのは、これはどういうわけなんですか、沖縄空港を完全返還するために岩国にあるP3を三沢に持つていく、これは那覇空港とどういふ関係があるのですか。

○大河原(良)政府委員 那覇空港に現に駐留いたしておりますP3の部隊は、今度の合意に基づきまして、嘉手納飛行場へ移転することになります。したがって、岩国に現に駐留いたしておりますP3の部隊の三沢への移転は、那覇のP3とは直接の関連はございませんで、米側の部隊の運用上の必要に基づいて岩国から三沢へ動かす、こういうことと心得ております。

○岡田(春)委員 いまの御答弁によると、那覇のP3と岩国とは直接関連はない、しかし岩国のほうは三沢に行くんだという。これはしかも、日本によってとられる措置の中に岩国のP3を三沢へ持つていくというものが、一連の問題として取り上げられていくわけですね。そうすると、いまの局長の御答弁を伺っていると、那覇の返還をする場合には、岩国から三沢というこの問題は解決しなくてもいいわけですね。岩国から三沢へ持つていくという問題は、特にこれは処理しなくとも、それで那覇空港は返ってくるわけですね、関連ないなら。

○大河原(良)政府委員 昨年来、米側と、在日米軍施設、区域の整理統合につきましてずっと話し合いをいたしてまいりました過程におきまして、那覇空港からのP3の移転をいかに処理するかということはきわめて大きな問題であったわけでございます。まして、昨年の春の段階におきまして、P3を那覇から普天間へ動かす、普天間の部隊を、KC130を岩国に動かすという、いわゆる玉つきという一連の動きが真剣に検討された段階がございました。したがって、今回はその玉つき移転ということとを断ち切る、やめるという基本的な考え方のもとに米側と折衝いたしましたわけでございます。その折衝の過程におきまして、これに関連いたしまして

岩国のP3部隊の移動の問題が出てまいったわけ
でございまして、その限りにおきましては、那覇
のP3の移転とは直接の関連は、動きとしてはこ
ざいせんけれども、交渉の過程におきましては
関連のある問題として取り上げられたわけでご
ざいまして、したがって、岩国から三沢へのP
3の移転ということは、那覇から嘉手納へP3が
移転するということと直接ではないけれどもつな
がり深い問題であるということは申し上げられ
ると思ひます。

○岡田(善)委員 いや、ちよつとそれはわからな
いですが、いまの答弁。あれでしよう、七で那覇
の中に結びつけてあるのですが、直接の関連がな
いならば、六で岩国の改善、改築をやる、ここ
に入るべきなんだけれども、うしろに入っているの
に直接関係はないものまで入れたというのは、そ
うすると日本の政府は、アメリカのそういうたい
へんむちやなことまで全部のみましたと、こうい
う意味なんですか。

○大河原(良)政府委員 P3の関連という意味に
おきまして、岩国の米海軍P3部隊のことを、第
七項のP3の那覇空港の完全返還ということに關
連して発表をいたしておるわけでございまして、
岩国の問題につきましては、別項にこの施設の整
備のことがうたわれているわけでございまして、
先ほど御答弁申し上げましたように、岩国にあり
ますP3の部隊の問題につきましては、那覇から
のP3の移転の問題とつながりは深いものだとい
うことは申し上げられるわけでございまして、

○岡田(善)委員 間接的な関連というのはいくど
んな関連があるんですか。問題は話し合いの中で
話し合いでおさめたから関連しましたということ
なんです。それとも、しかし、これは整理統合
計画の中ではそれに関連したものでなければなら
ないのに、全然関連がないものを話し合いの中で
関連したから関連がある、これは筋が通らぬじゃ
ありませんか。関連がないんじやありませんか。
○大河原(良)政府委員 この関連は、P3の那覇
空港からの移転という過去の交渉経緯との関連に

おきまして関連がある問題でございまして、先
ども御指摘ございました玉つき移転が米
側から具体的提案として提出され、これを真剣
に検討した段階があるわけでございますけれ
ども、それを御破算にするという交渉の過程にお
きまして、岩国からのP3の移転の問題があわせ
て取り上げられたと、こういう関係であるわけ
であります。

○岡田(善)委員 それでは納得できませんね。だ
って、あなた、玉つきはやめたんでしよう。そし
て新たな方式をとることになったんでしよう。こ
こだけは玉つきは生きていて、こういうことなん
ですか。それは大臣、どうもわかりませんが、大
臣、ひとつ御答弁いただけますか。

○大平國務大臣 もともとこのことの初めは、日
本側の要請があるということでございまして、そ
れから第二は、玉つき移転で合意しておいたもの
を、それを取りやめていただいたのは日本側の要
請であるということでございまして、いま政府委
員からお話がありましたように、過程におきまし
てそういう話があったわけでございます。日本
側の要請を聞いて処置してまいりますが、おきまし
て、米側の同意を取りつける上におきまして、そ
のことを私も同意したわけでございまして、世
事柄をなすためにやったわけでございまして、世
の中によくこういうことはあり得ると私は思いま
す。

○岡田(善)委員 そういうことはしよつちゅうあ
り得ることですか。そんなことはあり得ること
ですか。政府がおやりになることとどういふこと
があり得るのなら、国民はたいへん迷惑する。玉
つきでないものまで玉つきにして、そこで、国民の
税金を使うというやうなことが往々あり得ること
だなんておっしゃることはたいへん困ることなん
ですが、私はこういう点につきましてもっとあ
れしたいのですが、渡部さんがいま見えたので
で、これは別な機会に、また国際情勢のときに
もこちら辺は伺ってまいりたいと思ひますが、も
う一つだけ伺つておいて外務大臣への質問を終わ

りたいと思ひますけれども、そういう玉つきでな
いものも含めて、これら幾つかのことを日本政
府がとる措置としてこの措置をとった。そうし
たら那覇空港は完全に返ってくるはずなんだが、し
かし、この現象を見ると、必ずしも返ってくるわ
けではない。そうですね。これらの一連の措置を
全部やっても那覇空港は返るということではな
い。必ずしも返るということではない。なぜなら
ば、ここに「原則的に」と、こういうことを言っ
ていますね。何か「原則的に」ということは返
らないこともあるんだ、そういうことの解釈をせ
ざるを得ないわけですが、それでは「原則的に」
という意味は、何かはかにもつとアメリカから要
求をされるものがあつて、その要求をしない限り
は完全に返つてこないんだ、こういう意味に理解
してもよろしうございませうか。外務大臣、この
点はいかがでございますか。

○大河原(良)政府委員 原則的な合意ということ
を書いてございましては、当該施設、区域の処理
の方向を明確に示したものでございまして、それ
ども、返還あるいは移転、整理統合につきましては
は、今後日米間で細目の調整を行なひました上
で、具体的に作業の内容を確定し、その上で正式な合
意を必要とする、こういうことを踏まえまして、
原則的な合意ということをやつたわけでございま
す。したがって、将来この話がまたひっくり
返ることあるべし、こういう趣旨の内容のもので
はございませう。

○岡田(善)委員 もう時間がきましたので、大臣、
もう一度伺つておきます。それに、いまの局長の
御答弁でよろしいのですか。——そうすると、私
がもう一度申し上げますと、これこれの措置で
日本政府によつてとる措置、これをやたら返つ
てくることは間違ひないですね。しかし、そうい
う合同委員会その他のいろいろな手続があるから
「原則的に」と、こう書いたのにすぎないのであ
つて、これだけやれば完全に返ってくるわけだ
ね。この点は外務大臣からお答えください。もう
時間がたつてはつきりお答えください。

○大平國務大臣 さうに私も了解しておりま
す。

○岡田(善)委員 間違ひないですね。

○藤井委員長 渡部一郎君。

○渡部(一)委員 岡田委員の御好意によりまし
て、少し御質問をさせていただきます。

沖縄国際海洋博覧会の問題であります。これ
まで討議が続けてきた討議を通して、私どもは非
常にたくさん問題点があることがわかつたわけ
であります。もちろん、それは当然沖縄返還の諸
条件とから問題でありますから、このような困
難というものは予想されていたわけでありま
す。困難が加速されている面があるわけでありま
す。

そこで、先ほど議長委員が、土地の買い占め等
に対する物価の抑制措置等の問題に関連いたしま
して質疑をされておりましたが、海洋博の担当で
ある通産関係の方がおいでございまして、こ
の建設資材の暴騰、一般物価の暴騰に対し、先日
の委員会の際には私は注意を喚起しましたが、それ
に対して適切な措置をとるということを閣議でき
めたにもかかわらず、適切な処置が打たれてい
るようには見えぬわけでありました。したがつて、それ
に対してどういふ処置をいまいとらうとして、それ
か。なぜいままでそういう処置を具体的に、的確
にとれなかつたのか。実際の担当である通産関係
の方にお伺ひをしたいと思います。

○三枝政府委員 お答え申し上げます。

海洋博の工事につきましては、まず会場につ
きましては三月二日に起工式に入つたばかりでござ
いまして、本格的な工事はまだ始まつてございま
せん。しかし、それを予想されましてのいろいろ
な事態が深刻になつていふという事実は十分承知
してございまして、そこで、二月八日にすでに推進
体制の中で、これは何もがむしやらに推進するこ
う意味ではございませんで、いろいろな予想さ
れる事態もございまして、第一回の会合を催し
てございまして、その際に、その施設部会で関連公

共事業を中心として、早急の間に時期別の資料所、労働所等を早急にまとめ、その調整を行なう、こういった大きな高騰という事態にならないように配慮をするという、まず工事の調整その他計画の優先の順位の問題とか、そういったものを至急に検討するということが現在作業中でございます。ただ、これと見合ひまして、沖縄県におきましても、それに付いてどういう対処策をとるか、近く案が上がってくるということになってございます。

それから、同時に一般消費財等につきまして、特に生鮮食品等でございますが、この問題につきましては物価対策部会というものをこの推進本部の中に設置するということが現在関係省と協議中でございまして、来週ぐらいにはこれを発足させるという前提で考えてございます。

そのほか、そういった全体的な調整がつくのを待つまでもなく、通産省といたしましては、自分の守備範囲に属する、たとえば鉄筋であるとかあるいはセメントであるとか、こういった資材につきましては、現在重工業局あるいは化学工業局、それぞれ所管のところで相談中でございます。沖縄県からいついかなる時期に、海洋博用あるいは民生用というところで、これこれこういうものについて、これこれしかじかの量をいつごろほしい、流すルートは現地企業等との関係を考えましてこういうふうにするという案をいま沖縄県で練ってございまして、それが出た上で関係省と話を付けて、特別の供給ルートの設定ということをやりたいということで、いま案を検討中でございます。

○渡部(一)委員 これは外務大臣は直接関係があらならないか、見えませんが、閣議の一員としてちょっと聞いておいていただきたいのです。

沖縄では、返還以来物価は暴騰したわけですが、一番大事な肉であるとか魚であるとか野菜であるとかいふものが、返還してわずか三ヶ月の間にひどいものは倍、もっとひどいものは三倍というぐ

らいに上がったのです。そしてこのところき、またものすごく上がりつあるときに、ようやく通産省が物価対策部会というものを来週に設置するというお話であります。

私はいつも思うのですけれども、基本的に何かがいま政府はこれだっているのではないかと感じを抱く。物価が上がつても、こんなに上がったところ物価対策部会というものがおそろに開かれる。いまからやつて多少とまればまだいいのですけれども、返還になりましてから相当の年月がたつたわけでありまして、その間対策がとれなかった。いままで沖縄の物価を上げてきたことによつてもうかつた人々がいる。通産省は、そういう物価対策をおくらすことによつて、一部特定商社、日本から出かけていった土地買占めの観光資本業者、それから日本の商社に連動する地元の小資本、そういったものをもうけさせるために特段の配慮をなされた。そう見えるわけです。現実はそのとおりです。それをどう思いますか。特別にそういう人々をもうけさせ、一般人民どもをそれこそひどい目にあわすという特別な配慮と指導をなされたのと同じ見えない。これはどうなんですか。

○三枝政府委員 お答え申し上げます。通産省が、そういうもうけさせることについて特別な配慮をしたということではございませんで、これは諸施策の至らなかつた点があるかと思ひますが、結果としてはそういう事態もあらうかと思ひます。

そこで、先ほどお答えいたしましたような措置を早急に講ずるということで考えてございます。ただ、沖縄の復帰時点におきまして、沖縄の物価対策というのは、経済企画庁及び開発庁で各省集まりまして、沖縄の復帰に伴う物価対策協議会というものをつくつて、それぞれ適切な手を打つてきたわけでございます。その関係におきまして必ずしもそれが所期の成果をあげなかつたという事情はございますが、昨年の秋以降のいろいろな出てきた問題、これはすでに海洋博というものの以

前からの問題でもございますし、それとの関連をいかにうまく対処して、今後の事業の遂行、さらには先ほど申し上げましたような民生用等に影響が及ばないように、通産省の守備範囲としてできることはやりたいということでお答え申し上げたわけでありまして。

○渡部(一)委員 それではもう一つ、今度は土地問題で外務大臣に伺いたいのです。

なぜこんなことを言うかという、ここにいらつしやる大臣として責任を持っていたら、まだ私のほうの資料は集まつておりませんが、膨大な値上げです。

一例をあげますと、坪三セントで当初買占めが始まつておりました。この三セントということになつておりました。坪三セントを十萬ランクのところへ引き上げたこの時点で、土地を買占め公社を政府はつくるんだ、先ほど総理府総務長官から御説明があつたようであります。こういう暴騰してうんと上がった時点から、いよいよ政府が乗り出して買うということになると、この差額を受け取るのはだれかということになるわけです。それは、観光資本と、それから商社と、そして土建屋、い意味でない土建屋であります。こういうのを、ほつたらかして置いて、いよいよ国民の税金でその地域を買いにかかるといふわけでありまして、こんなことは予想されたことであり、途中から何回も私も警告したことあります。

大臣、これはどう思われますか。これは閣議決定事項があるから、私は伺うわけでありまして、閣議決定事項に対して適確な処置がいまとられていないわけでありまして、閣議決定の一員としての大平大臣は、それに対してどういう手を打つとされますか、お伺いします。

○大平国務大臣 各党の御賛成を得て国としてきめましてこの海洋博の開催ということ、日本のために沖縄県のためにもよきことであれと願つての善意で出発したと思つております。また、

これに伴うデメリットが出ないように、もろもろの施策が講ぜられたわけでございますけれども、それが所期の成果をあげていないということは非常に残念に思ひます。しかし、いま御指摘のようにな事態をどのように收拾してまいりますか、これにつきましては政府としても深甚な配慮を加えて、そういう不公正が横行するということに對して袖手傍観するわけにはまいらなかつたと思つて、打つべき手は打たなければならぬと考えます。

○渡部(一)委員 大臣のおっしゃつておることばの意味のとおり、まさにそのとおりなんですけれども、要するに具体的事実としてのものすごいマイナスがあり、現にその責任を内閣は負わなければならぬ段階になつたと思ひます。

それからもう一つ、日本では、人さまをお迎えするときは、自分のうちを掃除をして、座敷でも何でも片づけて、うちの中をきれいにして、どうぞお客さまいらっしゃいというのが普通です。沖縄海洋博には国内の人々を含めて五百万の人々をお迎えするわけでありまして、ところがその中で、この間も申し上げましたけれども、飛行場において、海洋博の会場に行く。右を見ても左を見ても軍事基地。そういうひどいところで海洋博をやつたということは日本のイメージアップにいいことか。決していいことにはならないし、望ましいことでもないと思ひます。喜ぶのは一部の軍人さんだけだと思ひます。

沖縄返還協定成立の際にあって、野党の意見は分かれたけれども、少なくとも米軍基地縮小に関する決議をいたしました。そして那覇空港の完全返還をはじめ、沖縄における米軍基地は思ひきつてうんと縮小するんだという立場の決議が行なわれたわけでありまして、これは六十七国会の、すなわち四十六年十一月二十四日の本会議で決議されております。この沖縄米軍基地縮小に関する決議には、「政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。」

こうなつておるわけでありませう。いま、その措置がとられたかどうか、とする意思があるかどうか私はお伺いしたい。

つまり、もう返還されてからだいぶ日がたつて、そしてその後の沖繩における基地の整理縮小の状況は、縮小とか整理とかいう段階ではなくて、ほとんど現状維持にその後はとどまつておる。これをひとつ来たるべき日米間の安保協議委員会等において、もちろん外交ルートを通じて米軍基地の撤去、縮小に関してひとつ外務省として積極的な姿勢を示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 沖繩返還と同時に直ちに措置すべき基地関係につきましては、A、B、Cに分けて処置いたしましたことは御案内のとおりでございます。その後、返還後やりましたことは、こまごましたことは別にいたしまして、一月二十三日の那覇周辺の整備計画が第一歩として打ち出されたわけでございまして、私どもとしてはこれはほんの第一歩にすぎないわけでございまして、第二次、第三次と今後精力的に整理縮小に向かって鋭意折衝を續けてまいらるつもりでございます。

○渡部(一)委員 大臣、御答弁としてけっこうでありますけれども、第二次、第三次の縮小ですね、それを米側に意思表示をいつごろなさるおつもりですか。その時期その他についてもまだ言う段階ではない、当分きめる段階でないとおっしゃるおつもりなのか、いつごろになったらそういう決意をするという、いまおっしゃっているいまの決意なのか、それとも遠き将来の決意なのか、私は不明確でありますのでお伺いするわけであります。

○大平国務大臣 一般的な方針は日米間で合意いたしているわけでございまして、それをどのように実行に移してまいるかということにつきましましては日米間の協議が必要でございまして、その協議をできるだけ早くやらなければならぬと思ひまして、この間安保運用協議会をつくりましたのもその趣旨でございまして、この運用協議会をできるだけ早く仕事を始めさせたいと考えております。

○渡部(一)委員 そうすると安保運用協議会におけるそのスタートとともに沖繩基地の縮小整理については直ちに提言なさる、こういう意味に理解してよろしゅうございませうか。

○大平国務大臣 日米折衝に入りたいと思ひます。

○渡部(一)委員 どうもありがとうございます。

○藤井委員長 岡田春夫君。

○岡田(春)委員 ちよつと伺つておきますが、結局先ほどの御答弁によると、六千五百万ドルとは沖繩の関係は関係がないということになると、六千五百万ドルに、それ以外にこの分がまた加わる、プラスアルファだ、こういうことですね。

○大平国務大臣 この分とは……

○岡田(春)委員 この分というのは、ここにその那覇空港返還に関する幾つかの措置が必要ですね。言いますと、那覇空港に關して嘉手納、普天間、三沢飛行場、それから補助施設、牧港の住宅二百戸、国道三百三十一号線の暫定措置、こういう六つのことができれば完全返還できる、こういうわけでしよう。そうすると、パリの、これは槍崎君のやつた問題ですが、当時の愛知外務大臣で、すかとアメリカとの話によつて六千五百万ドルというものがいわゆる密約と称して文書が取りかわされて、文書があるわけですね。取りかわされてあるというのにはちよつと言ひ過ぎかも知れぬが、金額、それだけがかかる、こういうことになりませうか。

○大平国務大臣 つまり六千五百万ドルとは関係ないわけではございまして、そこに書かれておるとおりの施設をこれから細目調整をやりまして、エスティメーションをやつて予算要求をやつて実行に移していくわけでございまして、六千五百万ドルというのは幽霊みたいな数字でございまして、どういふふうに関連するの、私にはちよつと理解し兼ねるわけですね。

○岡田(春)委員 しかし沖繩返還問題に関連して六千五百万ドル出すという話はついているわけですね。できるだけこれはソフトな話し合いで解決しましよ、こういうことになっているのです。これは全然一銭も出さないということではないんだらうと思ひつても、これ以外にこれだけの分があるということですか。それとも、これも六千五百万ドルの一部だ、こういうわけですか。どつちなんですか。

○大平国務大臣 その六千五百万ドルという実体的な数字の根拠がわからなければちよつとお答えしようがないわけではございまして、折衝の途中でそういう数字が出たかのようなことを聞いておりますけれども、すでに玉つき移転というように計画も変わりましたし、当時の政府が考えておりました整備計画と変わつてしまつておるわけでございまして、私は、これからわれわれがやつてまいりますことは、地位協定に従ひまして細目調整を遂げ、積算を詰めてまいらなかつた数字は出ないと思つておるわけでございまして。

○岡田(春)委員 それじゃ六千五百万ドルと全然関係ない。そうすると、六千五百万ドルというのはもうこれは消えたんだ、こういうふうには理解してもいいわけですか。

○大平国務大臣 消えるも消えないもないので、そういうものは、折衝の過程においてそういう数字が出たというふうなことは聞いておりますけれども、それは一体何を言つておられるのか、私にはちよつと了解がつかないわけではございまして。

○岡田(春)委員 それじゃ大臣いいです。もうあと二、三十分だけひとつアメリカ局長その他の皆さんにつき合つてもらいたいのですが、先ほどから質疑応答の中ではつきりしてきたことは、一つは、関東計画は三年以内、それから沖繩は三年以内としまつておるわけではない。しかしこれは三年プラスアルファというふうに理解してもいいんですかどうなんでしょうか。この点が一つ。それからもう一つは、沖繩の空港の完全返還のためにはこれだけのことが、先ほど説いた六項目です、六項目が実施されるならばこれは完全に返

るんだ、原則的にという意味は、これは単なる手続問題にすぎないんだ、こういうふうに外務大臣は御答弁になつたと思ひますが、そういうふうに確認してもよろしいですか。この二つの問題。

○大河原(良)政府委員 関東平野計画につきましては日米合同委員会における手続を経て、向こう三年間に実施というふうにはつきり日米間で了解されておりますけれども、沖繩におきます施設、区域の整理統合につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、今後何年という幅をきめて作業にかかるわけじゃございませんで、なるべく早く原則的な合意ができたこの事業に着手して、日本側の希望するような整理統合計画がなるべく早く完了するように事を運んでいきたい、こういうことを考えているわけでありませう。

それから原則的な合意の点につきましては、これも先ほど御答弁申し上げましたように、方向がきまりましたので、これに基づきまして今後の具体的な細目調整を経ました上で正式の合意を確定したい、こういうふうには考えているわけでありませう。

○岡田(春)委員 那覇空港の場合は、それじゃ三年以内ということになる。すなわち海洋博に間に合うように、という意味ですね。

○大河原(良)政府委員 海洋博は明後年の三月であつた二年しかございませぬ。したがつて三年というふうなことはなくなつて、海洋博を十分年頭に置いて作業を進めたい、こういうことではございませう。

○岡田(春)委員 そこで私の伺つてまいりたいのは、こういう一連の施設、区域の統合あるいは整理、これは地位協定の何条に基づいてやられることになるわけですか。これは実は予算委員会あたりでももう再三答弁もあるようではございますが、この間の質問なんかでもだいたいあるありましたので、もう一度總括的に御答弁していただきたい。

○大河原(良)政府委員 御質問の趣旨はおそらく経費の負担をどういふ根拠でやるか、こういうことかと存じますが、これらの整理統合を実施し代

替施設の提供をいたしますについては、地位協定第二十四条二項に基づきまして日本政府が当該事業についての経費を負担する、こういうことを考へておるわけであります。

○岡田(善)委員 二十四条第二項ですね。しかしこれは「合衆国に負担をかけないで提供し、」ということ並びに所有者に対し補償を行なうことが合意されるということであって、新しく建物を建てるといふことまでがここに含まれますか、どうなんでしょうか。

○大河原(良)政府委員 地位協定第二十四条第二項は、「日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、」というふうに規定してございますので、日本政府がいたしましては、この協定の存続期間中、地位協定に基づいて米側に新たに施設、区域を提供いたします場合には、二十四条二項によって日本側が経費を負担する、こういうふうに考へているわけであります。

○岡田(善)委員 しかし結局新たな基地を提供するわけですね。その場合に、基地を提供する場合には協定の第二条の一項に基づいて使用が許されるわけですね。その場合には「現存の設備、備品及び定着物」だけを意味しているものであって、ここには新たなものを建ててという意味のことは何ら出てこないのではありませんか。私は、もう一度聞きたいのは、こういう形で新たに基地を提供する、その基地について経費の分担関係はどうしますというところが二十四条の第二項の趣旨なのであって、新たに基地の中の施設をつくるということとは二十四条の二項からは出てこないことになりませんか。というのは、「合衆国に負担をかけないで提供」をするというこれは負担関係ですね。新たなものをつくるというこれはここに認められている条項ではないと思うのですが、その点はどういうことになるのですか。

なおこれに関連して、私は、第二条の解釈と二十四条の解釈は私の言うのが正しいと思うのです

が、新たに建設するという場合には第三条の第一項でアメリカ側がやる場合においてのみそういうことができるのであって、たとえば日本が希望したところで、——大平外務大臣は日本のほうで希望したのだから日本のほうで建てるのだとよくお話しになるのだけれども、これは負担の関係、分担の関係なんですね。それは二十四条の二項からは出てこないと思はれる。現実には基地にあるものの中で分担はこうします、こういうことを言っているものであって、その基地は何かという第二条の一項で書いてあるとおりだと私は思うのですが、これはどうなんですか。

○大河原(良)政府委員 米軍に対して施設、区域を提供いたします際には、その根拠は第二条一項(四)でございまして、第二条一項(四)という規定は、その施設、区域については「現存の設備、備品及び定着物を含む」ということでございまして、あり得る形は、たとえば土地もしくは建物、工作物等を二条一項(四)に基づきまして提供いたします場合に、前からあります建物、工作物等いうものを提供する場合には、その土地なり工作物にすでに設備、備品及び定着物が含まれている場合があり得る。また、したがっていましてそういうものがない、全くさら地に新しい建物を日本側が提供する、全くさら地に新しい建物を得るわけでありまして、したがっていまして提供そのものはあくまでも二条一項(四)に基づくものでありますけれども、その場合の経費の負担につきまして、地位協定第二十四条におきまして一項は米側負担、二項は日本側の負担ということとを区分しているわけでありまして、さらにもう一つ、地位協定三条に基づいて米側がすでに提供されている施設、区域内において構築物を構築する場合には、それは米側の負担であらう、こういう御指摘であったと思ひますけれども、まさに地位協定三条の合意議事録にござい

ますように、六項目の作業につきまして、事業につきまして、米側はそういう事業を施設、区域内において行なうことが許容されているわけでありまして、その許容されております作業を米側が自分

の発意において実施いたします際には、これは当然地位協定第二十四条一項に基づいて米側が経費を負担すべきものである、こういうふうに考へておるわけであります。

○岡田(善)委員 基地に新たにつくる場合もあり得るのですか、基地にいろいろ施設を。それは局長どうなんですか。何条に基づいてそれはやるのですか。第二条では「現存の設備、」としか明文上規定はありません。新たな設備を建てるということ、先ほどのあなたの御答弁のように、二十四条二項ではその経費は日本が払いますということがたとえはあなたのおっしゃるとおりであったとしても、新たに建てるということは何条によつてやれますか。

○大河原(良)政府委員 二条一項(四)にございまして「現存の設備、備品及び定着物」といいますのは、施設、区域の中にそういうものが含まれるということであって、これに限定されるものではないわけでありまして、したがっていまして地位協定に基づきまして日本政府が米軍に提供いたしまする態様といたしましては、土地もしくは建物、工作物等あるいはその双方を全く新しく提供する新規の提供あるいは追加の提供、またそれに準ずるものとしての建物、工作物等についての必要な改築、改修、こういう形があり得るわけにございまして、そういうものを二十四条二項によって日本側が経費を負担するのだ、こういうことをいっているわけでありまして、二十四条二項はあくまでも経費負担の点についてとらえているわけでありまして。

○岡田(善)委員 そうすると、二条一項で新たに日本が建てなければならぬ、こういう義務を負うのだ、こういうことですね。しかし、そうすれば、伺いますが、アメリカが建てる場合には第三条でやれるわけでしょう。これに対しては合意議事録がありますね。日本が建てる場合の第二条の場合について、合意議事録はあるのですか。どうなんですか。そこまで広い範囲のものという理解は私はこの条文上理解できないのですが、何かない、第三条、アメリカがつくる場合には合意議

事録があつて、日本の場合にはそういうものまで、新設まで含まれるという合意議事録が何かなければ、この理解はできないと思うのですが、その点はどうなんですか。

○大河原(良)政府委員 二条一項(四)によりまして、日本政府は米軍に対して施設、区域の提供を許すわけにございまして、その提供を受けた施設、区域を米側が使用いたします場合に、三条に基づく管理権を米側は持つておりますけれども、その管理権の内容をいたしまして、合意議事録において米側がいかなる措置をとることができるといふことについて、六項目の点を明記しているわけでありまして、したがっていまして、第三条の合意議事録は、施設、区域を米側が使用するにあたりまして、こういうことは米側としてとり得る措置であるということをはっきりとしたわけでありまして。

それで御指摘の二条一項(四)に基づく提供に関連して、日本側がいかなる措置をとるのかということについて合意議事録があるかという点につきましては、その点は特別な合意を必要とするわけにはございまして、日本側が施設、区域を安保条約の目的に照らして米軍に提供する、こういう内容になるわけでありまして。

○岡田(善)委員 これは予算委員会の質疑応答もまだたんにねに調べてないものですから、あまり質問が詰めていけないことになりまして、しかし、そうすると、新しい基地を提供した場合に、現在の基地の中の施設はだめだ、そして全部新しいものにしてくれと言われたら、アメリカにそう言われたら、日本は全部この二条に基づいてやらなければならぬのですか。

○大河原(良)政府委員 仮定の問題といたしまして、日本のどこかの場所に米側が新しい施設、区域の提供を求めてくることがあるといたしまして、その要求されました施設、区域が、日本政府の立場において安保条約の目的にかなうものである、こういう認定をいたすと仮定いたしましたして、日本政府が地位協定二条一項に基づきまして新たに米

も、いずれ国際情勢のときに伺います。

○藤井委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

次回は、来たる三月十六日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十六分散会

昭和四十八年三月十七日印刷

昭和四十八年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局